

●香川県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年10月13日から同年11月4日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀三好線（4号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町吉野下字 林1183番1地先から 仲多度郡まんのう町岸上字額 原173番19地先まで	11.0~22.0	407	平成18年香川県告示第384号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和2年10月13日